

# 震災復興情報



お知らせ

皆さんに  
伝えたい情報

手続き

必要な手続き  
はお早め

相談

困り事は  
気軽に相談を

募集

内容詳細の  
申し込み

イベント

お楽しみ  
いっぱい

## 災害公営住宅のお知らせ

入居募集は建物の完成時期に合わせて行います。

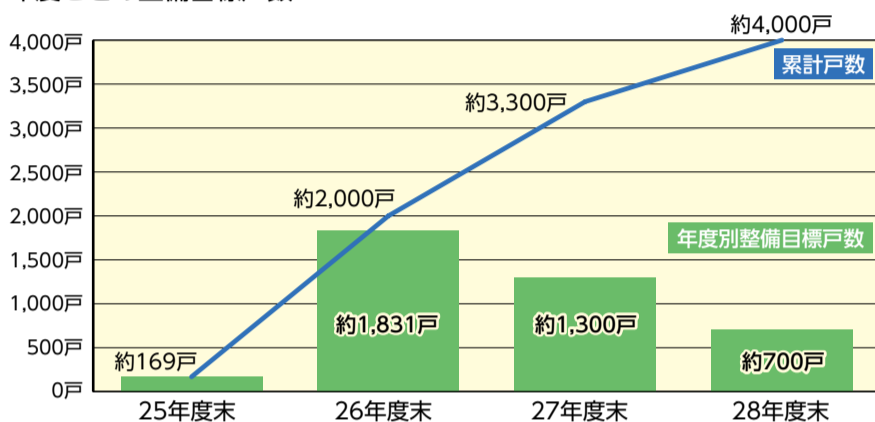
具体的な募集方法が決まり次第、市報、ホームページ等でお知らせします。

### 入居資格

- 東日本大震災で自宅が全壊、大規模半壊または半壊で解体を余儀なくされた方
- 被災地における市街地整備事業等の実施により移転が必要となった方  
(市街地整備事業…道路、公園等公共施設整備事業および防災集団移転事業)

### 整備状況

年度ごとの整備目標戸数



現在、建設予定の住宅についてお知らせします。

地区名	平成24年度				平成25年度				平成26年度				平成27年度以降	計画戸数
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1		
①大街道西	設計	設計	設計	設計	工事	工事	工事	工事	入居					約20戸
②吉野町	設計	設計	設計	設計	工事	工事	工事	工事	入居					約160戸
③黄金浜	設計	設計	設計	設計	工事	工事	工事	工事	入居					約60戸
④黄金浜北		設計	設計	設計	工事	工事	工事	工事	入居					約100戸
⑤新蛇田			設計	設計	工事	工事	工事	工事	入居					約350戸
⑥新渡波					設計	設計	設計	設計	工事	工事	工事	工事	入居	約100戸
⑦借上市営住宅					完成し次第、随時入居予定								149戸	

### 借上市営住宅について

- 借上市営住宅とは、新設の民間賃貸住宅を市が20年間一括して借上げて、災害公営住宅として供給するものです。
- 20年後、入居者の方には他の公営住宅へ移転または退去していただくこととなります。
- 家賃は公営住宅と同じとなりますが、駐車場および共益費は建物所有者と入居者との直接契約となります。

### 災害公営住宅についてのQ&A

#### Q 入居はいつから始まりますか

A 本格的な入居は平成26年度以降になる見込みです。  
また、借上市営住宅は平成25年度より随時入居開始となります。  
詳しい募集方法が決まり次第、市報、HP等でお知らせします。

#### Q 入居するにあたって家賃以外に必要な費用はありますか

A 入居時に家賃3カ月分の敷金が必要です。  
また、集合住宅の場合、毎月の共益費、駐車場代が必要となります。

#### Q 仮設住宅に入居していますが、災害公営住宅に入れますか

A 仮設住宅に入居している方が、すべて災害公営住宅に入居できるとは限りません。  
災害公営住宅の入居資格は、全壊、大規模半壊または半壊で解体を余儀なくされた方、市街地整備事業等の実施により移転が必要となった方となっています。

#### Q 被災した住宅はアパートや借家でしたが、災害公営住宅には入れますか

A アパートや借家が全壊、大規模半壊または半壊で解体されていれば入居できます。

問 復興住宅課 (内線5556)

URL <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/fukkoujyutaku/saigaikouei.jsp>



## 〔国制度〕災害救助法に基づく「住宅応急修理制度」の工事完了報告書等の提出期限

東日本大震災における災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」(国制度・平成24年1月31日までに申し込めの方)の工事完了報告書等の提出期限は、平成25年3月29日となっています。

工事完了報告書、支払請求書をまだ提出されていない方は、1月末日ころまでの、早めの提出をお願いします。

受付窓口 市役所3階 住宅応急修理受付窓口

申・問 建築指導課 住宅応急修理担当 (内線3941・3943)



## 〔市制度〕被災者住宅応急修理補助制度の申込期限

東日本大震災における災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」(国制度)の申し込み受け付けは本年1月に終了しましたが、この制度をまだ利用していない世帯を対象として、市独自に「被災者住宅応急修理補助制度」を創設し、1世帯あたり52万円を限度として、補助金を交付し支援を行っています。

応急修理の範囲および個所等の内容は、災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」(国制度)と同様です。

申込期限 平成25年3月29日(金)

(土日・祝日および年末年始を除く)

受付窓口 市役所3階 住宅応急修理受付窓口

申・問 建築指導課 住宅応急修理担当 (内線3941・3943)



相談

## 「災害復興住宅融資」相談会(参加費無料)要予約

住宅金融支援機構(旧「住宅金融公庫」)では、震災により被害を受けられた方が、住宅の再建・補修するための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0%)について、相談会を行っています。

なお、相談会への参加を希望する場合は、予約してください。

とき 12月18日(火)・25日(火)

1月8日(火)・15日(火)・22日(火)・29日(火)

午前10時～午後4時

ところ 市役所5階市民サロン前

参加費 無料

申・問 住宅金融支援機構東北支店 ☎022-227-5035

午前9時～午後5時(土日・祝日および年末年始を除く)



お知らせ

## 震災による倒壊家屋・事業所等解体撤去の申請は12月28日で終了します

受付時間 午前9時～午後4時30分(土日・祝日除く)

受付場所 市役所3階解体受付窓口および各総合支所

申請期限 12月28日(金)

問 災害廃棄物対策課 (内線3367・3374・6311・6313)

# 震災復興情報



皆さんに  
伝えたい情報



必要な手続き  
はお早めに



困り事は  
気軽に相談を



内容を確認の上  
応募を



お楽しみ  
イベント



## 復興特区制度による税制優遇制度等

復興特区制度による税制優遇制度等について、お知らせします。

制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規立地促進税制 市から指定を受けた日以降に設立された法人が対象で、5年間課税が発生しない特例を受けることができます。</li> <li>●特別償却または税額控除 市から指定を受けた日以降に取得等した事業用設備等について、特別償却または税額控除を受けることができます。</li> <li>●法人税等の特別控除 被災雇用者等に対する給与等支給額の10%を、税額の20%を限度に控除を受けることができます。</li> <li>●研究開発税制の特例 市から指定を受けた日以降に取得等した開発研究用資産について、即時償却と併せて12%の税額控除を受けることができます。</li> </ul>			
	<p>①石巻市が受付窓口の特区</p> <table border="1"> <tr> <th>石巻まちなか再生特区</th> <th>愛ランド特区</th> </tr> <tr> <td>中心市街地の復興・活性化を目的に、石巻市が独自に策定しました。</td> <td>牡鹿半島、雄勝・北上地区の復興・活性化を目的に、石巻市が独自に策定しました。</td> </tr> </table> <p>②宮城県(東部地方振興事務所)が受付窓口の特区</p> <p>民間投資促進特区</p> <p>(ものづくり産業版) 製造業等のものづくり産業の復興・活性化を目的に、宮城県と石巻市等県内34の市町村が共同で策定しました。</p> <p>(IT産業版) 情報サービス関連産業の復興・活性化を目的に、宮城県と石巻市等県内17の市町が共同で策定しました。</p> <p>(農業版) 収益性の高い農業の実現と、地域経済・社会の復興に繋げることを目的に、宮城県と石巻市等県内11市町が共同で策定しました。 ※特区の種類により、対象となる地区や業種が異なります。 詳しくはお問い合わせください。</p>	石巻まちなか再生特区	愛ランド特区	中心市街地の復興・活性化を目的に、石巻市が独自に策定しました。
石巻まちなか再生特区	愛ランド特区			
中心市街地の復興・活性化を目的に、石巻市が独自に策定しました。	牡鹿半島、雄勝・北上地区の復興・活性化を目的に、石巻市が独自に策定しました。			
優遇制度を受けるための手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所定の申請書による申請が必要です。</li> <li>※市(または宮城県)の審査により、必要な要件を満たしている場合、指定事業者として指定されます。</li> </ul>			
申・問	産業推進課(内線3542・3546)			



## 石巻市津波避難ビル認定第1号



市では、沿岸部において、いち早く津波等の災害から市民の安全を確保する必要があることから、民間事業者等が設置する施設を活用し、津波避難場所の整備を進めています。その第1号として12月4日、大興水産(株)を石巻市津波避難ビルに認定しました。

3階部分の食堂、保健室、シャワー室、また屋上、備蓄倉庫や、外から入れる屋上への堅牢な避難階段を兼ね備えた避難ビルとなっています。



## 中小企業復旧支援事業補助金交付制度(第3回)

震災により直接被害を受けた中小企業者を支援するため、被災した施設および設備の復旧に要する経費の一部を補助します。

### 補助対象

- ①市内で事業を営んでいる鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業、運輸業、製造業、サービス業(一部)を営む方(個人事業者にあっては、東日本大震災時に市内に居住していた方)  
※医療法人および社会福祉法人は除きます。
- ②施設が全壊またはそれに準じる大規模な被害を受けた方
- ③市内で事業を再開または継続する方
- ④東日本大震災以前の市税および国民健康保険税を完納している方
- ⑤国・県等が実施する東日本大震災における施設設備関連の復旧等の補助金を受けていない方
- ⑥平成25年3月31日までに復旧を完了し、実績報告を提出できる方(すでに施設および設備の復旧を終えている場合も可)等

### 補助対象工事

- ①被災した施設の修復、建替に要する経費(住宅と施設が一体となっている場合は、施設に係る部分のみ)
- ②被災した設備の修繕または入替に要する経費(原則として、施設に付随する設備であって、事業の再開に供するもの)  
※他に貸与することを目的とする施設(アパート、貸事務所等)は除きます。

**補助額** 施設および設備の復旧に要した経費(20万円以上。消費税額および地方消費税額を除く)の1/2以内(限度額100万円)

**受付期間** 1月15日(火)~31日(木)

**申・問** 商工観光課(内線3524)



## 日本政策金融公庫からのご案内 ~再チャレンジ支援融資~

日本政策金融公庫は、東日本大震災の影響により廃業した方の新たな事業の再チャレンジをサポートしています。

### 内容

- 被害証明書等の発行を受けられた方は特別な利率でご利用できます。
- 新たに事業を始める方のほか、事業開始後おおむね5年以内の方も対象となります。

詳しくはお問い合わせください。

**問** 日本政策金融公庫 ☎0120-154-505 平日午前9時~午後7時



## 金融庁と財務局からの大切なお知らせ

- 東日本大震災の影響によって、住宅ローン等の借入金の弁済にお悩みの方は、「債務整理のガイドライン」(被災ローン減免制度)を利用することにより、住宅ローン等の免除を受けることができます。

※債務の免除には、一定の要件を満たすことが必要となります。

### ○債務整理のガイドラインは、

- ①個人信用情報の登録等の不利益を回避できます。
- ②国の補助により、弁護士費用はかかりません。  
※運営委員会に登録された弁護士の費用に限ります。
- ③手元に残せる現預金の上限が、500万円を目安に拡張されています。  
義捐金等は、上記500万円とは別に手元に残すことができます。  
※被災状況、生活状況等の個別事情により減額があり得ます。

○詳しくは、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」、またはお取引金融機関までお問い合わせください。

**問** 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

コールセンター ☎0120-380-883

宮城支部 ☎022-212-3025

受付時間 平日午前9時~午後5時